

6月定例会の概要



令和5年第3回6月定例会は、5月29日から6月16日までの19日間の会期で行い、市長提案議案8件を議決しました。

ここでは、主な議案の内容と委員会審査を含めた審議の経過などについて、お知らせします。

市職員の特殊勤務手当の変更、国民健康保険税の税率改定など

8 議案を議決

第51号 市職員の特殊勤務手当の変更

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが2類相当から5類に引き下げられ、また、公立相馬総合病院で実施していた発熱外来診察室が5月31日をもって終了となつたことから、新型コロナウイルス感染症に関する勤務に従事した場合の特殊勤務手当の支給規定を廃止するため改正するもの。



令和2年4月8日から設置され、令和5年5月31日で終了となつた発熱外来診察室

第54号 原発施設等立地地域の固定資産税の不均一課税に関する条例の改正

国の法令の一部改正に伴い、原子力発電施設等立地地域指定による固定資産税の不均一課税に係る適用期限を令和7年3月31日まで延長するため改正するもの。

市議員

令和4年度は、2社に対して約2,300万円の減免を行つていう。

第52号 国民健康保険税の税率の改正

第55号 新型コロナに関する減免期間の延長

国民健康保険税は令和11年度からの県内税率統一に向け、令和4年度から令和8年度までの5年間で、県が示している標準税率に近づけていく方針である。

市の国民健康保険事業の課題として、①資産割をなくし、3方式にする必要があること、②均等割額と所得割率が標準保険税率や他市町村と比較して低いこと、③赤字を解消し、収支均衡を図る必要があることの3点が挙げられ、これらに対応するため条例を改正するもの。

なお、改正の内容については下記の表のとおりとなつてている。

国民健康保険税 令和5年度税率改正表

	所得割		資産割		均等割		平等割※
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
医療給付分	6.69%	6.85%	15.26%	11.45%	20,000 円	22,600 円	23,300 円
増減		+0.16%		-3.81%		+2,600 円	据置
後期高齢者支援金分	2.27%	2.31%	8.07%	6.06%	5,700 円	6,700 円	6,400 円
増減		+0.04%		-2.01%		+1,000 円	据置
介護保険分	1.80%	1.90%	1.85%	1.39%	6,200 円	7,400 円	5,500 円
増減		0.10%		-0.46%		+1,200 円	据置
合計	10.76%	11.06%	25.18%	18.90%	31,900 円	36,700 円	35,200 円
増減		0.30%		-6.28%		+4,800 円	据置

※平等割については、令和5年度の変更はありません。

改正の内容は、減免対象の期間を令和5年3月31日から令和5年10月2日に改正するもので、特別調整交付金の交付要件となる納期が翌年度の9月末となつていていたため、納期到来日を10月2日に設定している。なお、適用日は令和5年4月1日となつてている。